

## 【福祉タクシー利用料金等助成事業見直し(案)の経過について】

## 「現在の制度」

- 身体障害者手帳の個別等級で
  - ・視覚・下肢・体幹・移動障害 1級・2級
  - ・内部障害 1級
  - ・市長が特に認めた者（経過措置）

○療育手帳A判定

○精神手帳1級

## 「見直し案（パブリックコメント）」

- 身体障害者手帳
  - 総合等級 1級・2級**
  - ・市長が特に認めた者（経過措置）

○療育手帳A判定

○精神手帳1級

○**精神手帳2級**○**8,467人**○**選択制** タクシー乗車券又は自動車燃料給付券のいずれかを選択※共通券は廃止

- ・**タクシー利用 500円×45枚=22,500円**

- ・**自動車燃料給油500円×15枚= 7,500円**

見直しを検討



## 「パブリックコメント後の見直し案」

- 身体障害者手帳
  - 総合等級 1級・2級
  - ・市長が特に認めた者（経過措置）

○療育手帳A判定

○精神手帳1級

○精神手帳2級

○**特別児童扶養手当（経過措置）※**

※水道料金・下水道使用料の減免制度の対象世帯のうち、福祉タクシーの対象者に該当せず、見直し時に他の要件で引き続き減免を受けられない世帯

○**8,504人**

- 共通券(※)** タクシー乗車 500円、自動車燃料給油350円 **2通りの金額を設定**

- (最大) タクシー利用 500円×45枚= 22,500円

**タクシー利用, 燃料級の組合せにより助成額は変動**

- (最小) **自動車燃料給油 350円×45枚=15,750円**

参考別紙「福祉タクシー・燃料給付利用共通券【見本】イメージ図」

○4,708人（令和5年度見込）

○共通券

- ・タクシー利用 600円×24枚=14,400円
- ・自動車燃料給油

タクシー乗車券, 自動車燃料給付券のどちらでも利用可能